論文審査の要旨 (Summary of Dissertation Review)

博士の専攻分野の名称 (Degree)	博 士 (マネジメント)	氏名 (Author)	巨沙索 四子
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		長濱 照美

論 文 題 目 (Title)

情報セットアプローチの萌芽と継承に関する研究

-1975年の英国『コーポレート・レポート』から 2018年の IASB 概念フレームワークまでを題材に-

論文審査担当者	(Dissertation Committee)			
主 査	(Committee chair)	教 授	鈴木 喜久	印
審査委員	(Committee member)	教 授	永山 博之	印
審査委員	(Committee member)	教 授	盧濤	印
審査委員	(Committee member)	特任教授	日野 修造(人間社会科学研究科)	印

〔論文審査の要旨〕(Summary of Dissertation Review)

本論文は、2018年にIASBが公表した改訂版『財務報告に関する概念フレームワーク』第7章「表示及び開示」において、純利益及び包括利益の両方を支持する規定が設けられるに至った根拠を、歴史的制度論の観点から分析したものであり、英国の業績報告の方法である情報セットアプローチとの関連性を明らかにすることを目的としたものである。異なる概念と目的を持つ2つの数値を共存させる規定の背景にある思想を、情報開示方針に関する歴史的変遷をたどりながら検証を行っている。国際会計基準への収斂が世界的な潮流である一方で、純利益を重要視する我が国において、変遷してきた国際会計基準の底流に一定の会計思想が存在していたことを明らかにしようと試みた点で意義深い。本論文は、英国の概念フレームワーク開発の論点、その会計観及び利益概念を検討した第II部、情報セットアプローチの継承を検討した第II部、情報セットアプローチの継承を検討した第III部、情報セットアプローチの継承を検討した第III部、情報セットアプローチの継承を検討した第III部、情報セットアプローチの継承を検討した第III部の特成されている。

第 I 部第1 章では、英国初の概念フレームワークである1975 年公表『コーポレート・レポート』 の開発と公表の背景を検証し、会計基準設定主体の変遷が会計観の形成に影響を及ぼした可能性を明 らかにして論点を検出している。

第2章では、さらに『マクモニーズ・レポート』、『ソロモンズ・レポート』及び『財務報告原則書』 を比較検討し、英国においては、会計基準間の整合性が重視され、利益情報の開示が共通の主要論 点であったことなどを明らかにしている。また、収益費用アプローチと資産負債アプローチという2 つの会計観が共存したことを指摘している。

第3章では、米国の討議資料に言及しながら『コーポレート・レポート』の根底にある会計観と利益概念の検討を行っている。特に経済学理論に基づく包括利益の提案を行い、収益費用アプローチと 資産負債アプローチの両方が支持されていたことを論証している。

第Ⅱ部第4章では、英国FRS第3号において、ボトムラインアプローチを排除するために情報セットアプローチ導入され、報告書作成者の恣意性を排除し、利用者の主体性を促進し、さらに、総認識利得損失計算書等の規定に影響を及ぼしていることを確認している。

第5章では、IASBの概念フレームワークにおける「情報のセット」に着目する規定は、対象となる 利用者規定の改訂に伴い導入されたものであり、利益情報を中心とした業績報告である情報セットア プローチとは、その思想や導入経緯に相違があることを論証している。

第6章では,『コーポレート・レポート』において提案された付加価値計算書と情報セットアプローチの関連性について考察し,異常損益項目の会計処理を問題視していたことなどを挙げ,情報セットアプローチの萌芽がみられると結論付けている。

第Ⅲ部第7章では、2018 年版IASB 概念フレームワークにおいて、「複雑な組織の業績を単一の数値に要約することはできない」として、純利益と包括利益を容認していることなどから、根底に情報セットアプローチの会計思考があることを明らかにしている。

第8章では、我が国における純利益を重視する会計観の課題を考察している。

第9章では、情報セットアプローチは「利益を含む複数の業績の容認及び開示」を要請するものであり、その会計思想が『コーポレート・レポート』以来様々な側面で継承されてきたことを明らかにしている。

結章では、本論文の総括と今後の課題が述べられている。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士(マネジメント)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は, 1,500字以内とする。